

地域版ふるさと納税制度の創設について (地域コミュニティ活動交付金特例交付金制度の運用)

1 背景

地域では、様々な団体が活動されているが、住民ニーズも多様化し、個々の団体では対応が難しい課題も増えているため、多様な主体で構成し、組織化に当たり、地域協議会の承認を受けた地域まちづくり推進委員会の活動の分野も広がっている。

2 目的

地域まちづくり推進委員会の活動が持続可能なものとなるよう、地域内外の方々がまちづくりに関心をもち、様々な形でかかわっていく仕組みを構築し、人材や財源の確保につなげる。

3 手段

(1) ふるさと納税制度の活用

市のホームページや地域まちづくり推進委員会のSNS等により、地域自治区におけるまちづくりのほか、各団体の取組を発信し、寄附者には、応援したい地域まちづくり推進委員会を指定したうえで、市に寄附金を納めていただく。

- ① 受付開始日 令和3年4月1日(木)
- ② 申込方法 市のホームページ、又は郵送やFAXで申出書を受付
- ③ 寄附額 1口1万円
- ④ 納付方法 郵便振替
- ⑤ 返礼品 なし

(2) 地域まちづくりサポーターへの登録

寄附者には、申出書で、サポーター登録の意向を確認し、登録された方には、対象の地域まちづくり推進委員会から、お礼状の発送のほか、地域行事や事業の案内等が行えるようにする。

(3) 地域コミュニティ活動交付金特例交付金の運用

返礼品は設けず、手数料等の必要経費を控除した額を地域コミュニティ活動基金に積み立て、令和4年度から地域コミュニティ活動交付金の特例交付金として、対象の地域まちづくり推進委員会に交付することを検討している。

4 本制度に参加する地域まちづくり推進委員会

19団体(令和3年4月6日現在)

【問い合わせ】

宮崎市地域振興部地域コミュニティ課
地域まちづくり推進室
電話 42-9205